

令和8年度 高山市地域おこし協力隊員 受入団体募集説明会

日時：令和7年6月11日(水)
午前10時～

場所：市役所本庁舎4階 中会議室

次 第

開 会

1. あいさつ

2. 説 明

- 地域政策課より

(受入団体募集の趣旨、制度の概要、協力隊員の活動や受け入れにあたってのお願い など)

- 協力隊員受入団体より

(協力隊員を受け入れ、一緒に活動するにあたって取り組んできたこと)

3. 質疑応答

閉 会

令和 8 年度 高山市地域おこし協力隊員 受入団体募集説明会

資 料

- 「受入団体の募集」から始めるのは？ . . . P1
- 地域おこし協力隊制度の概要 . . . P2
- 地域おこし協力隊員の活動 . . . P3
- 地域おこし協力隊員を受け入れていただく
団体に求めるもの（お願いしたいこと） . . . P6
- 受入団体の審査について . . . P8
- 受入団体に選定されたら（選定後の流れ） . . . P9
- 協力隊員の着任後（活動開始後）について . . . P9
- 最後に . . . P10

令和 7 年 6 月 11 日

高山市地域政策課

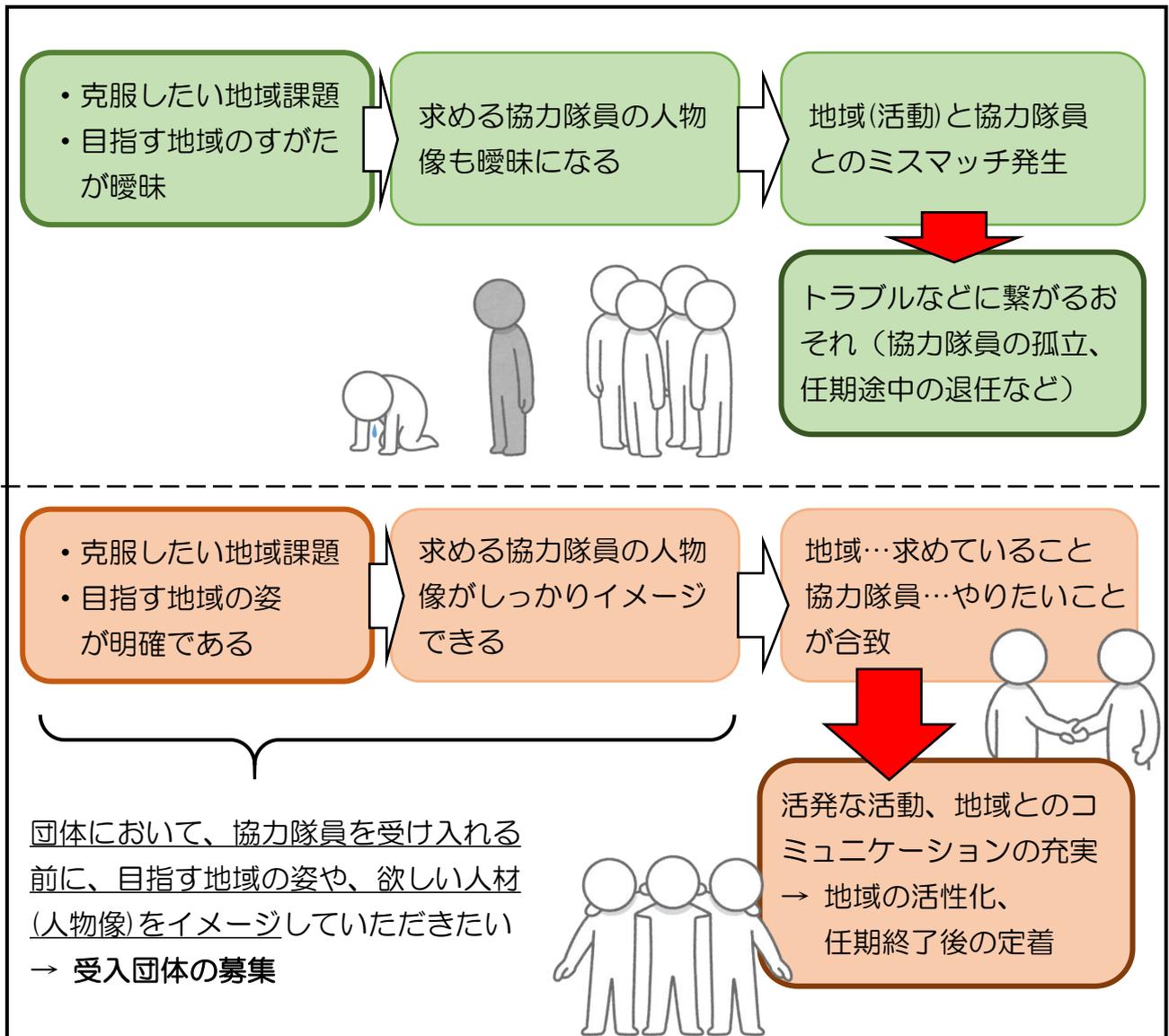
「受入団体の募集」から始めるのは？

平成21年度（2009年）にスタートした地域おこし協力隊制度、協力隊員や受入地域となる自治体の数は年々増加し、令和6年度末時点、全国で7,910人の協力隊員が1,176の自治体で活躍しています（岐阜県内では16市町村54名）。

多くの協力隊員が全国各地域で活動され活躍する一方で、地域と協力隊員との間でトラブルなどの事例も各地で生じています。

トラブルの要因は様々で、協力隊員自身の素養によるものもありますが、「“地域の思い”と“協力隊員の思いのミスマッチ”」が要因となったものも少なくありません。

こうしたことから、あらかじめ地域の課題・ニーズを把握し必要とする協力隊員の姿を明確に描いた上で、「来てほしい（必要とする）人材＝地域おこし協力隊員」という形で募集していきたいと考え、まず始めに、協力隊員を受け入れ地域の活性化のために共に活動することを希望する団体を募集することとしました。



地域おこし協力隊制度の概要

「地域おこし協力隊」とは？

地域おこし協力隊とは、都市地域から過疎地域などの条件不利地域へ住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動 ※」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度です。任期は1年間、最長で3年間延長できます。

※ 地域協力活動とは？

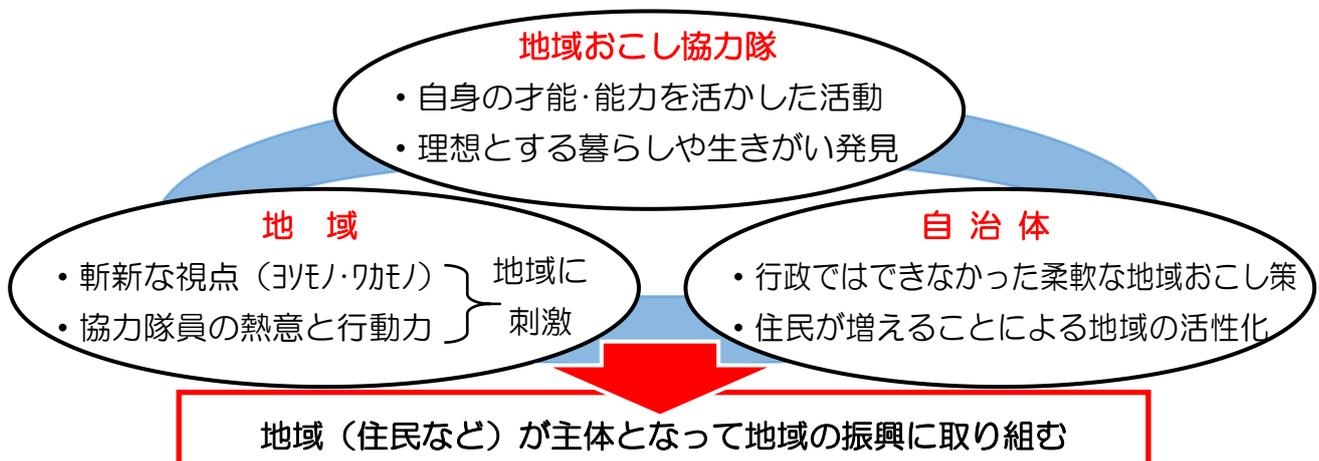
高山市では、協力隊員と受入団体が地域の活性化に向けて一緒に取り組むものとして、活動を実施する地域への貢献性や公益性が高い活動を行っていただくこととしています。

（地域協力活動の例）

- ◆地域おこしに向けた取り組み（地域行事やイベントの企画や実施、地域ブランドや地場産品の開発や販売促進に向けたプロモーションの実施、空き店舗活用などによる商工振興、都市との交流事業・教育交流事業の支援、移住者受け入れの促進、メディアなどを活用した地域の魅力発信などによる観光振興 など）
- ◆農林畜産業の活性化に向けた取り組み（農林畜産業への支援、耕作放棄地再生 など）
- ◆地域のスポーツや文化振興に向けた取り組み（スポーツや伝統文化などの活用による地域の活性化に向けた活動、地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用 など）
- ◆その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存 など）

地域おこし協力隊制度導入の効果

「地域おこし協力隊」「地域」「自治体」の“三方よし”の取り組み



地域おこし協力隊員の活動

活動場所など

協力隊員は、受入団体の活動拠点・活動エリア（地域）にて活動を行います。

活動に要する経費

活動費（人件費）や経費（活動を行うにあたって必要となる経費）は市より協力隊員へ委託料として支払うことから、基本的に受入団体での負担はありません。

月の途中から協力隊員を委嘱（活動開始）する場合にあっては、下記の活動費や経費は、月割り・日割りにより支払います（経費においては、年度終了後に精算を行います）。

【協力隊員一人あたり】

- ・ **活動費** : 291,000 円／月 ※国保・国民年金・災害保険料は個人負担
- ・ **経費** : 2,000,000 円／年 ※協力隊員自身の活動に関するもののほか、生活環境整備に関するものも含まれています（下図参照）。

項目	内容
旅費（費用弁償）	・ 高山市職員の旅費に関する条例に準じた額。 （旅費内訳：運賃（鉄道、航空、船）、高速料金、宿泊料） ・ 宿泊料は、高山市職員の旅費に関する条例に定める金額を上限とする。 ・ 県内出張は活動車両を使用することを基本とする。
消耗品費	・ 作業着、長靴、軍手等活動の実施に必要な消耗品。
自動車燃料費	・ 活動車両の燃料費
印刷製本費	・ 活動報告に係るもの（報告書類・資料、写真）の印刷や現像代
自動車修繕料	・ 活動車両の修繕料
自動車保険料	・ 活動車両の保険料
火災保険料	・ 居住する住居に係る火災保険料
家屋借上料	・ 委託期間中に市内で居住するための住居の借り上げにかかる費用 （上限 55,000 円／月）。 敷金、礼金を含む。光熱水費等は対象外。
自動車借上料	・ 委託期間中に業務を実施するために必要な車両の借り上げにかかる費用 （上限 50,000 円／月）。
その他	・ 業務の遂行に必要であると市が認めたもの。

※ 上記経費の額は「消費税込みのものです」

【経費に関する留意事項】

- ◆前ページの「経費相当額の支給基準」にあるとおり、家屋や車の借上料なども、経費の中から支出されます。従いまして、協力隊員が自身の活動実施に必要なものを購入できる額は自ずと限られてきます。つきましては、受入団体側において活動実施に向けて必要な物品などをあらかじめ準備していただく場合もあります。
- ◆活動の実施に必要なものとして着任日（業務委託契約の開始日）以前に支出したのも経費の対象となります。ただし、着任に向けた移動や引っ越しの費用、生活用品・家財道具の購入費用は、経費の対象外です（着任後についても同じ）。
- ◆家屋や車両は賃貸（車の場合はリースやレンタカー）に限ります。購入や購入につながる契約（財産の取得につながると認められるもの）の場合は、経費の対象外となります。
- ◆経費は、協力隊員自身が活動を行うにあたって必要な装備などの購入に充ててもらうものであり、イベント実施費用など受入団体の事業や運営に関する経費には充てられません。

勤務形態

協力隊員は市と雇用関係はありません。市及び受入団体の3者で業務委託契約を交わして活動を行います。このため、勤務時間や日数を定めることはできません。

受入団体での勤務形態を目安に活動を行います。この活動（勤務）時間・日数のうち、およそ2/3を受入団体にて活動し、残り1/3を協力隊員自身の地域定着のための活動（地域行事などへの参加や定住に向けた準備活動）をします。

“2/3・1/3”の振り分け方については、受入団体側での活動内容に合わせて設定いただけますが、協力隊員による活動の継続性が損なわれることのないようご留意願います。場合によっては、勤務形態の変更を求めることがあります。

【勤務形態の例】

例1. 「1日」の中で、2/3・1/3を振り分ける場合

- 勤務時間：7.5時間（8：30～17：00（12～13：00休憩））の場合
→ A 受入団体での活動：5時間（8：30～14：30）
B 協力隊員自身の活動：2.5時間（14：30～17：00）



例2. 1日単位で、2/3・1/3を振り分ける場合



協力隊員の副業

任期終了までの間に、協力隊員の定住に向けた準備（例えば、任期終了後の起業や就業に向けた資金の確保、スキルアップ、地域との繋がりづくり など）を後押しとなるよう、副業ができることとしています。

副業の実施に際しては、協力隊員は事前に市や受入団体へ報告させることとし、団体との活動に支障をきたすことがないよう調整を図ります。

地域おこし協力隊員を受け入れていただく団体に求めるもの（お願いしたいこと）

協力隊員を受け入れていただく（受入団体として応募いただく）にあたり、受入団体には3つのポイントについて十分認識のうえ活動いただきたいと思います。

1. 地域との連携（理解・合意形成）を図った上で受け入れてください。

◆地域の課題を克服するため協力隊員と共に活動いただくものであっても、地域住民の理解や協力がなくては、目的の達成に繋げることは難しいです。また、地域からの理解がないことで、協力隊員を地域で孤立させてしまうことになりかねません。

受入団体と受入地域との間で課題や地域が目指す姿を十分共有いただき、協力隊員を受け入れてください（受け入れ後の協力隊員との意思疎通）。

2. 地域の振興に繋がる活動であってください。

◆克服したい課題、目指す地域の姿を明確にさせていただいた上で、イメージしておられる活動内容が目的（地域の活性化、地域振興への貢献）達成に繋がるものであるか、また目的達成を目指す手法として適切であるか、十分ご検討ください。

3. 協力隊員を大切にしてください。

◆着任する協力隊員は、地域の活性化に熱意・意欲を持って地域に来られる一方、見ず知らずの土地、生活習慣や文化の違う地域に行くことに大きな不安も持っています。協力隊員を受け入れて後、「協働でどのように活動し地域に溶け込んでいってもらるか」、任期終了後の協力隊員の地域に定着される姿を描いていただき、「定着に向けてどのような支援（サポート）を行っていくと良いのか」を考慮いただき受け入れていただきたいです。

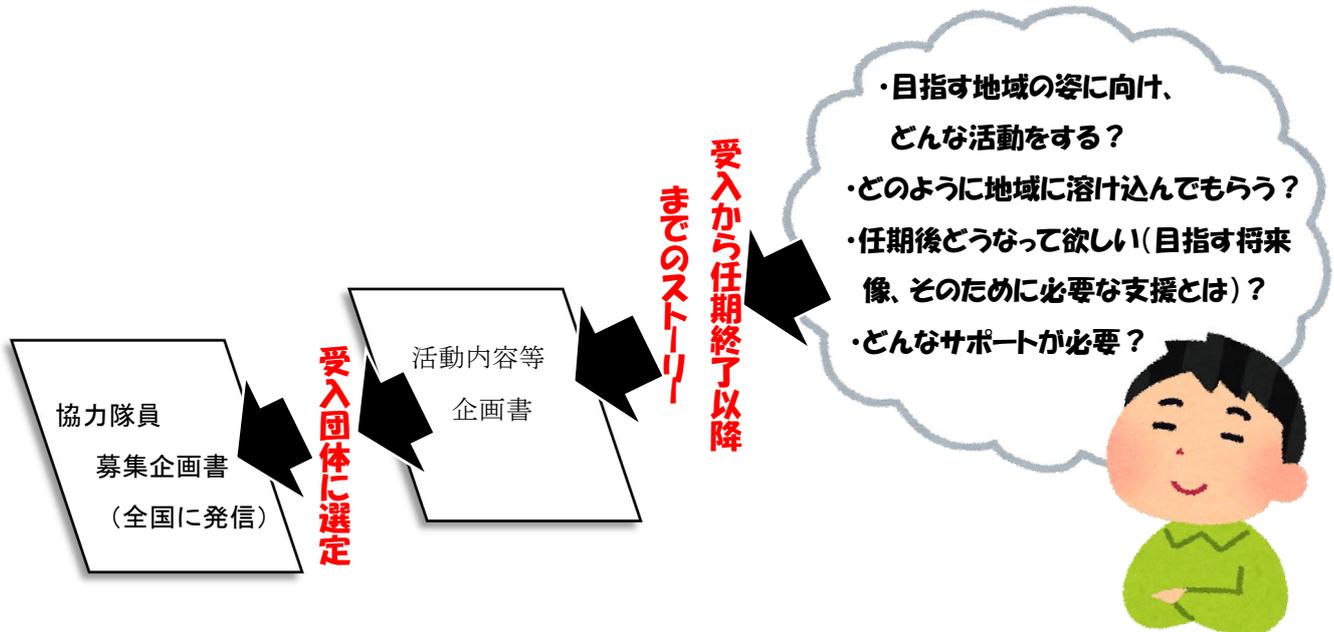
◆受入団体や活動先の地域では、協力隊員の参加による地域の活性化に期待を寄せてしまうことと思いますが、その期待に応えるプレッシャーが協力隊員にとっては大きな負担となり、場合によっては地域での孤立を招くおそれがあります。

協力隊員の孤立を防ぐサポートも受入団体に担っていただきますので、協力隊員と風通し良くコミュニケーションが図れるよう環境づくりに努めてください（そのためにも、協力隊員が安心して居られる活動の拠点を設けてください）。

なお、市も関係部署と連携し協力隊員や受入団体の活動支援に努めます。

◆募集要項でも述べていますが、協力隊員は人手不足の人員補填として受け入れるものではありません。

協力隊員の特性（「ヨソモノ」・「ワカモノ」の斬新な視点や地域活性化への熱意）を活かす活動となるよう、十分ご検討ください。



受入団体の審査について

「令和8年度高山市地域おこし協力隊員受入団体の募集要項」より抜粋（5ページ）

9 活動内容などの審査、受入団体の選定

(1) 活動内容などの審査方法

- ・ 一次審査 提出いただいた書類による書類審査を行います。
- ・ 二次審査 面接による審査を行います。

面接審査においては、下記の「(3) 審査のポイント」に基づき審査します。

適正かつ公平に、第三者の視点も踏まえて客観的に審査を行うため、外部審査員（非公表）を交えた審査会により審査を行います。

- ※ 審査員は、自らと利害関係にある団体から申し込みのあった活動内容などの審査は行いません。
- ※ 申込団体が活動内容について審査員と接触（面談、電話、メールなど）することを禁止します。接触の事実があったと認められた場合には、失格となる場合があります。

(2) 受入団体の審査・選定

二次審査（審査会）において活動内容などの審査・評価を行い、5団体を選定します。

(3) 審査のポイント

提出いただいた書類や面接での内容から、以下の項目について審査します。

◆ 地域の振興に繋がるものか：

課題が明確であり、協力隊員とともに取り組むことが適当であるか ★

課題の克服が地域の振興に繋がるものとなっているか ★

課題解決を目指す手法として、その活動内容（方法）が適切であるか ★

◆ 協力隊員を大切にしているか：

協力隊員の持つ特性を活かすことができる活動であるか

活動中の協力隊員への支援が整えられているか

地域との交流に関する支援が整えられているか

任期終了後の定住を見据えた支援が整えられているか ★

◆ 地域との連携が図られているか：

団体が主体となって取り組むものであるか

地域の理解・合意形成が図られているか ★

「★」の付いたものは、他の項目より評価のポイントが高いものです

受入団体に選定されたら（選定後の流れ）

協力隊員の募集

- ・協力隊員の募集は、受入団体での活動内容など※に基づき、希望する人材を市が募集します。なお、受入団体においても、募集の周知や声掛けなど協力をお願いします。
※ 活動内容などについては、協力隊員と共に取り組むことによる地域の活性化への効果をより高めるため、必要に応じて審査会での意見を参考に内容の見直しを行うことがあります。
- ・協力隊員の募集には期間を設けますが、指定の期間に応募者が集まらなかった場合などは、募集の継続など協力隊員の着任に向けて対応します。

協力隊員の選考・決定

- ・応募のあった協力隊員希望者から選考により協力隊員を決定します。
- ・選考は、「一次審査（書類審査）」・「二次審査（面接審査）」を実施します。
- ・「二次審査（面接審査）」においては、受入団体の代表者と業務責任者の計2名に面接官として審査に加わっていただきます。

協力隊員の着任後（活動開始後）について

協力隊員への活動支援

市では関係部署と共に協力隊員をサポートします。

協力隊員へのサポート	支援の概要・ねらい
協力隊員と定期的な打ち合わせによる活動状況の把握や助言	意見交換の場を設けるなどして、市・受入団体・協力隊員同士との連携を図り、協力隊員が孤立することのないよう支援します。
協力隊員が共同で取り組む活動への支援	受入団体との活動による成果達成に支障の出ない範囲で、または共同で取り組むことにより目指す成果がより高いものとなると判断した上で活動を支援します。
市民と協力隊員との交流促進を支援	地域（住民）に溶け込んでいただくため、活動報告会の開催など効果的なコミュニケーション作りの機会を作ります

各種研修への参加機会を提供	任期中の協力隊員としての活動や起業や就業などスキルアップのために必要な研修に参加いただき、任期終了後の活動地域への定住が円滑に進むよう支援します。
協力隊員の生活に関することや任期終了後の定住に向けた相談対応	慣れない地域での生活や今後の生活（任期終了後）への不安などの相談に応じ、任期終了後の活動地域への定住が円滑に進むよう支援します。

これら協力隊員へのサポート体制の構築には、受入団体との連携が不可欠です。

常日頃より、市・受入団体・協力隊員との間での情報共有やコミュニケーションを図ります。

受入団体への支援

市は、前述のとおり協力隊員の日々の活動などを把握して上で、受入団体と共に活動内容の調整を行うなど、受入団体と協力団体との協働による取り組みを円滑に行われ、目指す成果が達成できるためのサポートを行います。

最後に

地域おこし協力隊を希望して都市部から地域に来られる方は、地域の活性化を目指して、あるいは田舎の暮らしに憧れているとともに、任期終了後には活動地域への定住・定着を考えている方がほとんどであると考えています。

しかしながら、希望される方のスキルにもよりますが、これまで生活していた場所とは違い、地域のこと（文化・習慣・言葉など）について十分把握せず応募し着任する可能性もあります。

受け入れを希望される団体には、協力隊員との活動を通じて地域の活性化を目指していただきますとともに、協力隊員を「次の担い手として育てていく」ことも考慮の上、ご応募いただきたいと存じます。

